

# 中山間地域等担い手育成総合対策事業実施要領

制定 平成 29 年 3 月 23 日 農経第 1598 号農政部長通知  
最終改正 令和 5 年 3 月 31 日 農経第 1586 号農政部長通知

## 第 1 目的

県全体の 83%の面積を占める中山間地域は、耕地面積や農家戸数が県全体の約 5 割を占め、農畜水産物の生産や県土保全など重要な役割を果たしており、本県農業の一翼を担っている。

しかし、中山間地域においては、担い手の高齢化に加え、担い手不足が深刻化しており、また、農地の畦畔が大きい、区画が小さいなど、農地条件が悪く、集落機能の維持や農地の管理が困難になってきている。

このため、中山間地域の農地を守るために、集落営農の組織化・法人化による担い手育成や、担い手への農地集積による競争力の強化、トイレなどの環境衛生施設の整備による就農・就業促進のための総合的な支援を行うことにより、中山間地域等の農業構造の強化を図る。

## 第 2 担い手育成重点推進地域

### 1 担い手育成重点推進地域の設置

#### (1) 集落営農育成タイプ

##### ア 要件

集落農地を守るための体制づくりや広域連携・再編に意欲的で、原則、以下の(ア)～(オ)までの要件をすべて満たす地域とする。

なお、複数の地域を対象範囲とした広域で複数の集落営農法人等が連携して再編を行う地域については、「広域連携・再編モデル」地域とする。

(ア) 中山間地域又は、ぎふアグリチャレンジ支援センターが実施する経営改善支援の重点支援対象者に位置付けられた（位置づけられる予定のある）経営体が営農を行う地域であること。

※中山間地域：以下のいずれかの地域とする

- ①山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項に基づき、振興山村に指定された地域
- ②過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条の規定に基づき、公示された過疎地域
- ③特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- ④農林水産省が農林統計に用いる地域区分において、中間農業地域及び山

## 間農業地域に分類されている地域

(イ) 次の a 又は b に該当する地域内であること。

a 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下、「地域計画」という。）（目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項に規定する目標地図をいう。を含む））が策定されている地域内であること。

b 地域計画を策定していない地域にあっては、実質化された人・農地プラン（「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。）2 (1) の実質化された人・農地プランをいい、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）が作成されている地域内であること。

なお、この場合にあっては、「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 経営第 1531 号農林水産省経営局経営政策課長通知。）に基づき作成した工程表（以下「工程表」という。）により令和 6 年度末までに地域計画が策定されることが明らかとなっている地域に限る。

(ウ) 担い手不在地域、又は集落営農組織の改善が必要な地域。

(エ) 農業集落、大字又は学校区等、地域計画策定に係る協議の場、又は人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっていること。

(オ) 地域の関係機関（市町村、農業協同組合等）から支援要請があること。

## (2) 農地集積推進タイプ

### ア 要件

農地中間管理事業により、担い手への新たな農地集積に取組む (ア) ~ (エ) のいずれかの地域とする。

(ア) 単年度で、地域の耕地面積の概ね 10% 以上の新たな農地集積を目標とする。

(イ) 単年度で、概ね 10ha 以上の新たな農地集積を目標とする地域。ただし、中山間地域では概ね 5ha 以上の新たな農地集積を目標とする地域。

(ウ) 農地中間管理事業に取組む計画を有する地域。

(エ) その他 (ア) ~ (ウ) に準ずる地域。

なお、以下の要件 a ~ c をすべて満たすものとする。

a 第 2 の 1 の (1) ア (イ) の a 又は b に該当する地域内であること。

b 農業集落、大字又は学校区等、地域計画策定に係る協議の場、又は実質化された人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位と

なっていること。

- c 農地台帳に基づく耕地面積が、10ha 以上であること。ただし、上記（ア）及び（イ）の地域（以下「農地利用集積モデル地域」という。）に限る。

## 2 担い手育成重点推進地域の選定等

- (1) 農林事務所長は、市町村、農協等と連携を密にして担い手育成重点推進地域（以下「重点推進地域」という。）候補を選定し、第1号様式の重点推進地域候補の選定調書を四半期ごとにとりまとめ、各四半期の翌月10日までに第2号様式により農業経営課長に提出するものとする。ただし、急ぎ選定が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 農業経営課長は、前項により提出された重点推進地域候補が、第2の1の要件を満たすと認められる場合には、重点推進地域として選定し、その旨を農林事務所長等に通知する。
- (3) 農林事務所長は、当該年度における重点推進地域の実績報告書（第1号様式の2）を作成し、第3号様式により、翌年度の5月末までに農業経営課長に提出するものとする。

## 3 支援体制

- (1) 担い手育成推進チームの設置

重点推進地域等の支援を目的に、農林事務所（農業振興課、農業普及課、農地整備課）、市町村（農業委員会、農地利用最適化推進委員を含む。）、農協、農地中間管理機構等で組織する担い手育成推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置し、集落営農等の担い手育成や農地集積に向けた助言等支援を行う。

ア 推進チームの構成

- (ア) 農林事務所農業振興課長または農業普及課長をチームリーダーとする。  
(イ) 推進チームを組織した場合は、農林事務所長は第4号様式により農業経営課長に報告を行うものとする。

- (2) 推進チームの活動内容

- ア 集落営農の組織化・法人化に向けた課題整理とその解決策の提案  
イ 農地集積に向けた地域の課題整理とその解決策の提案  
ウ 地域計画策定に向けた協議の場への参加、又は実質化した「人・農地プラン」の実効性確保のための地域の話し合い促進の支援  
エ 水田法面管理の省力化に向けた取組み支援  
オ その他、集落営農の組織化・法人化や農地集積に必要な取組み

## 第3 事業の内容

### 1 事業区分

### (1) 中山間地域等担い手育成支援事業

事業実施主体は、事業実施計画に基づき実施する集落営農の設立時の初期投資軽減や経営安定、また農地集積を進める地域の担い手の経営力強化に資する農業機械等の導入に対して、別記により助成する。

### (2) 集落営農後継者育成等推進事業

事業実施主体は、事業実施計画に基づき実施する集落営農の組織化・法人化、後継者育成の取組みや集落営農の広域連携・再編の取組みに対し、別に定める集落営農後継者育成等推進事業実施要領（令和3年4月1日付け農経第188号農政部長通知）に基づき助成する。

## 2 事業実施計画の承認等

### (1) 事業実施計画の承認

事業実施主体の長は、第5号様式により当該年度の事業実施計画を作成し、第6号様式により農林事務所長に提出するものとする。農林事務所長は、提出された事業実施計画について、目標設定が適切と見込まれる場合、その写しを第7号様式により農政部長へ提出し、目標設定の妥当性協議を行い、農政部長の同意を得た後、第9号様式により承認を行うものとする。

### (2) 事業実施計画の変更及び中止

事業実施主体の長は、事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)の手続きに準じて、農林事務所長の承認を受けるものとする。

ア 助成対象者の変更

イ 事業の新設又は廃止

### (3) 事業実績の提出

事業実施主体の長は、第5号様式により当該年度の事業実績を作成し、事業実施翌年度の4月10日までに、第6号様式により農林事務所長に提出するものとする。農林事務所長は、提出された事業実績を第10号様式により農政部長に報告するものとする。

ただし、別記の2の(1)及び(3)の事業においては、事業実施翌々年度まで、毎年度提出するものとする。

### (4) 事業進捗状況の報告

農林事務所長は、事業実施年度の四半期の翌月15日までに第11号様式により事業進捗状況を作成し、第12号様式により農政部長に提出するものとする。また、農政部長は、必要に応じて事業進捗状況の提出を求めることができる。

### (5) 利用状況の報告

事業実施主体は、別記の2の(4)のアの(ウ)の事業を実施した場合においては、事業実施後5年間、各年度の利用状況を第14号様式により翌年度の4月10日までに農林事務所長に提出するものとする。

### 3 県による補助

(1) 県は、当該年度の予算の範囲内において、この事業に要する経費について、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）（以下「交付規則」という。）及び岐阜県農業振興事業費補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 31 日農政第 294 号農政部長通知）に定めるところにより補助するものとする。

なお、採択にあたって、別記の 2 の(2)、(3)及び(4)の事業は中山間地域における取組み、別記の 2 の(1)の事業は重点推進地域における取組みを優先する。

また、別記の 2 の(2)の事業において、他の補助事業を活用した取組みの場合は、当該補助事業の補助残額を上限とする。ただし、国庫補助金を活用した事業は、補助対象としない。

(2) 事業の着手は、原則として交付規則第 5 条の規定による補助金等の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は第 13 号様式による交付決定前着手届を農林事務所長に提出するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承のうえで行うものとする。

(3) 市町村及び農業協同組合は、集落営農組織の早期経営安定を図り、地域農業の振興を推進する観点から、双方協議のうえ、別記の 2 の(1)の事業費の 1 割相当の助成支援に努める。

## 第 4 事業の推進

- 1 農林事務所は、事業実施体制の整備及び事業の実施等にあたって必要な指導助言を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者に対し、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済（農作物共済、園芸施設共済、農機具共済等）及び収入保険への積極的な加入を促すものとする。助成対象者は、経営の安定を図るために、事業実施年度中に、農業共済もしくは収入保険に、原則、加入するものとする。

## 第 5 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、農業経営課長が別に定めるものとする。

### 附則

この要領は、平成 29 年 3 月 23 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用し、改正前の中山間地域等担い手育成総合対策事

業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

この要領は、平成 31 年 4 月 16 日から適用し、改正前の中山間地域等担い手育成総合対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用し、改正前の中山間地域等担い手育成総合対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用し、改正前の中山間地域等担い手育成総合対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用し、改正前の中山間地域等担い手育成総合対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用し、改正前の中山間地域等担い手育成総合対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

## 別記

### 中山間地域等担い手育成支援事業

#### 1 事業実施主体

市町村

#### 2 事業内容

##### (1) 集落営農経営安定支援

###### ア 事業実施地域

以下の全ての要件を満たす地域とする。

- ・中山間地域又は、受益集落における 1 戸当たりの平均水田面積が、県の平均水稻作付面積を下回っている地域を原則とする。

※平均水稻作付面積：共済引受面積／共済引き受け戸数

- ・第 2 の 1 の(1)の集落営農育成タイプの重点推進地域（ただし、別表の 2 のアの 4 の機械を導入する地域にのみ適用）

###### イ 事業対象

集落農地を守る地域において、新たに設立される集落営農組織の経営安定に必要な農業機械導入に係る取組みとする。

※集落営農組織：次のいずれかの者とする

- ・農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの）
- ・農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 3 に規定する事業を行う法人）
- ・農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人）
- ・特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体）

###### ウ 補助対象経費、補助率等

イに定める事業の対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

###### エ 助成対象組織要件

次の（ア）～（エ）の条件を全て満たす集落営農組織等

- （ア） 原則として、事業実施前年度から営農活動が開始された又は事業実施年度に開始される新たに設立された組織であること。

なお、新たに設立された組織には、既存組織の統合・再編等によって新たに設立された組織等及び、担い手（認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する者、地域

計画の地域内の農業を担う者の一覧（目標地図）に位置づけられた者、実質化された人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に位置づけられた者、その他市町村等が担い手として位置づけた者）がいない集落との連携協定等を新たに締結し農地集積を行う組織等を含む。

- (イ) 3戸以上の農業者によって構成されている組織であること。
- (ウ) 抱点となる集落において、集落の水田面積又は水稻作付面積の2分の1以上の集積（受託面積については、基幹的農作業（耕起・代かき、田植、収穫）ごとの受託面積の合計を基幹的農作業数で除した面積とする。）、又は集落内農家の集落営農組織等への2分の1以上の参画を目標とすること。
- (エ) 事業実施年度中に、地域計画における目標地図へ位置づけられる集落営農組織等であること。ただし、地域計画が策定されていない地域にあっては、実質化された人・農地プランへ位置づけられる集落営農組織等であること。

ただし、別表の1のアの4の機械を導入する地域においては、以下の要件を満たす組織も助成対象とする。

- ・原則として、事業実施年度において、組織設立後、概ね8年以内の集落営農組織等であること

- ・集落営農組織等が、自ら水田法面管理を行っていること（受委託作業含む）

#### オ 助成対象者が農業協同組合の場合の実施要件

農業協同組合が導入した農業機械は、エの組織要件を満たす集落営農組織等と利用契約を締結し専ら利用させるものとする。

なお、利用料は、原則として、「助成対象者負担金（事業費－補助金）／当該機械の耐用年数十年間管理費」以内であること。

#### カ その他

別表の1のアの4の機械を導入する地域においては、水田法面・畦畔管理作業における農業機械の安全・省力化等に係る研修会を行うものとする。

## (2) 担い手経営力強化支援

### ア 事業実施地域

第2の1の(2)の農地集積推進タイプの重点推進地域。ただし、農地利用集積モデル地域に限る。

### イ 事業対象

農地集積を推進する地域の担い手が、経営力・生産力の強化などに必要な農業機械等の導入に係る取組みとする。

### ウ 補助対象経費、補助率等

イに定める事業の対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

## エ 助成対象組織要件

事業実施年度中に、地域計画における目標地図へ位置づけられる者であること。ただし、地域計画が策定されていない地域にあっては、実質化された人・農地プランへ位置づけられる者であること。

### (3) 集落営農連携強化支援

#### ア 事業実施地域

第2の1の(1)の集落営農育成タイプの重点推進地域。

#### イ 事業対象

複数の集落営農組織等が、連携し農業生産活動を行う際に必要な農業機械等の導入に係る取組みとする。

※集落営農組織等には、2の(1)のイに定める集落営農組織のほか、農業生産活動を行う会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定めるものをいう）を含む。

#### ウ 補助対象経費、補助率等

イに定める事業の対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

#### エ 事業要件

次の(ア)～(オ)の条件を全て満たすこと。

(ア) 対象組織は次のいずれかに該当すること

- ・農業機械等の共同利用体制を構築している協議会等又は集落営農組織等
- ・おおむね3年以内の合併を目標としている集落営農組織等
- ・複数の集落営農組織等が合併して設立した組織であって、営農活動開始後2年以内であること

(イ) 農業機械等の共同利用計画を有していること。

(ウ) 導入する農業機械等は、複数の集落営農組織等の農地等が受益となること。

(エ) 導入する農業機械等の利用料金は受益面積に応じた負担として、「((事業費-補助金)/当該機械の耐用年数)+年間管理費」×利用面積率以内であること。

(オ) 事業実施年度中に、地域計画における目標地図へ位置づけられる集落営農組織等であること。ただし、地域計画及び策定されていない地域にあっては、実質化された人・農地プランへ位置づけられる集落営農組織等であること。

### (4) 労働環境の改善支援

#### ア 事業対象

助成対象者が雇用者を確保するために必要な次の取組みとする。

(ア) 労働環境の改善に必要な機械・施設の整備

(イ) 外国人労働者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「技能実習」又は「特定技能」の在留資格を有する者をいう。以下「外国人労働者」という。）の通年雇用に向けた新規作物等の導入に必要な機械・施設の整備

(ウ) 外国人労働者の雇用受入れに必要な住居施設の改修

イ 助成対象者

以下の、a 又は b、及び c の条件を満たすこと。

a 上記アの（ア）の事業の助成対象者は、認定農業者、農業法人、農業者が組織する団体のいずれかの者とする。ただし、外国人材受入機関（技能実習生監理団体、又は特定技能登録支援機関）は除く。

b 上記アの（イ）及び（ウ）の事業の助成対象者は、認定農業者、農業法人、外国人材受入機関（技能実習生監理団体、又は特定技能登録支援機関）のいずれかの者とする。ただし、農業者が組織する団体は除く。

c 事業実施年度中に、地域計画において目標地図へ位置付けられる者であること。ただし、地域計画の策定されていない地域であっては、実質化された人・農地プランへ位置付けられる者であること。ただし、外国人材受入機関は除く。

ウ 補助対象経費、補助率等

アに定める事業の対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

エ 事業要件

次の要件を全て満たすこと。

(ア) 助成対象者が社会保険労務士等の専門家から労務管理の指導を受けていること。

(イ) 事業実施年度において、助成対象者の雇用が次の要件を満たすこと。

① アの（ア）の事業の場合、新たに外部から常時雇用者又は臨時雇用者を増加する見込みがあること（臨時雇用は延べ240人/日以上を1名として算定すること）。

② アの（イ）及び（ウ）の事業の場合、新たに外国人労働者を常時雇用する見込みがあること。

(ウ) アの（ウ）の事業を実施する場合、次の要件を全て満たすこと。

① 外国人労働者の主たる就業の場所（就業の場所が複数の場合は助成対象者の自宅）から通勤距離が片道2km以内に利用できる賃貸住宅がないこと。

② 外国人労働者の居住が事業実施後5年以上継続する見込みがあること。

③ 整備した施設の利用料金は「((事業費－補助金)／当該施設の耐用

年数)十年間管理費」以内であること。

別表

区分	補助対象	補助率
1 中山間地域等担い手育成支援事業 ア 集落営農経営安定支援	1 トラクター 2 田植機（側条施肥田植機及び不耕起田植機を含む。） 3 コンバイン 4 安全・省力化に資する水田法面・畦畔管理作業に必要な農業機械 ア 傾斜対応型法面管理機（自走式） イ 畦畔管理草刈機（自走式） ウ 集草作業機 エ アーム式草刈機 (トラクター接続用に限る) 5 その他水田農業に必要と認められる機械 6 環境衛生施設（トイレ・シャワー等）ただし、1～5の機械導入と一体的に実施する場合に限る	1/2 以内 上限 5,000 千円
イ 担い手経営力強化支援	新たな農地集積や担い手の経営力・生産力強化などに必要な機械・施設整備等及びそれと一体的に実施する環境衛生施設整備に要する経費	定額 上限 2,000 千円 ただし、第2の1の(2)のアに規程する要件の農地集積目標が2倍以上である地域は上限 4,000 千円
ウ 集落営農連携強化支援	複数の集落営農組織が共同利用する際に必要となる農業機械・施設等※及びそれと一体的に実施する環境衛生施設整備に要する経費 ※共同利用のため必要な運搬車（農業機械を運搬するものに限る）及び中継拠点施設（農機具格納庫）を含む	1/2 以内 上限 10,000 千円

エ 労働環境の改善支援	<p>①別記の2の(4)のアの(ア) 労働環境の改善に必要な機械・施設（環境衛生施設含む）整備等に要する経費</p> <p>②別記の2の(4)のアの(イ) 新規作物等の導入に必要な機械・施設の整備に要する経費</p> <p>③別記の2の(4)のアの(ウ) 外国人労働者の受入れに必要な住居改修（既存住宅の個室化又は空き家の改修）に要する経費</p>	1/3以内 上限3,000千円
-------------	--	--------------------